

阿見町長等交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町長又は町長が代理として指名する職員（以下「町長等」という。）が、町政の円滑な運営を図るために、町を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の区分、内容及び金額は、次のとおりとする。

区分	内容	金額
弔慰	葬儀等における香典、生花等に要する経費	別表に掲げるところによる。
見舞	町政関係者に係る病気、事故等による入院加療(1ヶ月以上の期間のものに限る。)の見舞であって、町長等が特に必要と認めるもの 要する経費	10,000円を限度とする額
会費	研修会、会議、懇親会、祝賀会等の出席に要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度として目的、形式、会場等を考慮した額とする。
慶祝	記念式典、竣工式、地域イベント等の出席に要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度として目的、形式、会場等を考慮した額とする。
賛助金	各種団体等の活動の趣旨及び目的に対する賛同を表明するために要する経費	5,000円を限度とする額
渉外	地場産品をPRし、企業等と交渉し、企業等を表敬訪問すること等に際しての手土産等に要する経費	訪問先等の規模等に応じて必要と見込まれる額に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、町長は、町政の円滑な運営を図るため特にその必要があると認めるときは、その限度額を超えた額の交際費を支出することができる。

(交際費の見直し等)

第3条 町長は、交際費の支出内容や金額が町民感覚と離れることのないように、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

別表(第2条関係)

対象			金額	
職等	現職又は元職の別	本人又は親族の別	香典	生花
町議会議員	現職	本人	10,000 円	相当額
		親族	5,000 円	
行政委員会委員	現職	本人	10,000 円	
		親族	5,000 円	
非常勤特別職	現職	本人	10,000 円	
近隣市町村長	現職	本人	10,000 円	
		親族	5,000 円	
国会議員・県議員	現職	本人	10,000 円	
		親族	5,000 円	
その他の功労者	現職又は元職	本人	5,000 円から 10,000 円まで	相当額

備考

- 1 親族とは、配偶者、実父母及び実子並びに同居の義父母をいう。
- 2 相当額とは、葬儀等の規模等に応じた生花等を用意するのに必要と見込まれる額に相当する額をいう。
- 3 行政委員会委員とは、教育委員会委員（教育長を除く。）、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員をいう。
- 4 非常勤特別職とは、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定める者をいう。
- 5 その他の功労者とは、町政発展に貢献があった者をいい、その支出(生花を含む。)は、町長が特に必要と認めた場合に限る。
- 6 別表に掲げる職等に掲げる者のほか、町政運営上必要な経費として町長が特に認める者については、相当額を支出する。